

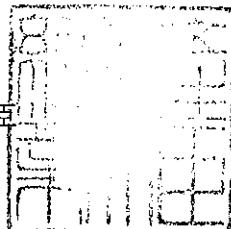
経済産業省

第16回原子力委員会
資料第1-1号

平成16・12・28原第8号
平成17年4月22日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の原子炉の設置変更（1号原子炉施設の変更）について（諮問）

東京電力株式会社取締役社長 勝俣 恒久 から平成16年12月28日付け原管発官16第414号（平成17年3月17日付け原管発官16第507号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本件申請に係る変更内容は、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の1号原子炉施設の変更である。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請については、

- ・1号原子炉の残留熱除去系の蒸気凝縮モードの機能を削除するものであり、柏崎刈羽原子力発電所における原子炉使用目的（商業発電用。ただし、平和目的に限る。）を変更するものではないこと
- ・1号原子炉の残留熱除去系の蒸気凝縮モードの機能を削除するものであり、1号原子炉より発生する使用済燃料の取り扱い及び処分の方法を変更するものではないことから、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請については、

- ・原子力発電を「基幹電源に位置付け、最大限に活用」するという我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（以下、「長期計画」という。）の方針に沿ったものであること
 - ・1号原子炉の残留熱除去系の蒸気凝縮モードの機能を削除するものであり、1号原子炉より発生する使用済燃料の取り扱い及び処分の方法を変更するものではないこと
 - ・1号原子炉の残留熱除去系の蒸気凝縮モードの機能を削除するものであり、大部分の配管等については撤去することなく、少量発生する放射性廃棄物については、長期計画の方針に沿って処理処分するという方針であること
 - ・1号原子炉の放射性廃棄物の処分の方法を変更するものではないこと
- から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に伴う工事に要する資金は、約2億円である。

これらの資金については、自己資金等により調達される計画としている。

東京電力株式会社における総工事資金の調達実績と比較して、今後の資金調達は可能と判断した。

このことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。